

令和8年6月17日提出

令和8年6月市議会定例会

説明書・参考

議案第45号

島田市

説 明 書

議案第45号 島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

令和8年5月に公布された非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）の施行に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る葬祭補償の額を引き上げるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第45号	島田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	
	◇新旧条文対照表 -----	4

議案第45号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市消防団員等公務災害補償条例

新 条 文

(葬祭補償)

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、33万円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

対 照 表

旧 条 文

(葬祭補償)

第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、31万5,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

